

別表第十九 大気汚染緊急時の発令条件(第七十五条関係)

項目	発令条件		
	予報	注意報	警報
いおう酸化物	<p>次のいずれかに該当する状態が発生したとき。</p> <p>一 気象条件からみて下二欄に規定する状態が発生することが予想されるとき。</p> <p>二 いおう酸化物の大気中における含有率が、下二欄に掲げる状態に近く、かつ、当該状態がさらに悪化することが予想されるとき。</p>	<p>気象条件からみて次のいずれかに該当する状態が継続すると認められるとき。</p> <p>一 いおう酸化物の大気中における含有率(容量比の一時間値とする。以下同じ。)が、百万分の〇・二以上である状態が三時間継続したとき。</p> <p>二 いおう酸化物の大気中における含有率が、百万分の〇・三以上である状態が二時間以上継続したとき。</p> <p>三 いおう酸化物の大気中における含有率が、百万分の〇・五以上である状態になったとき。</p> <p>四 いおう酸化物の大気中における含有率の四十八時間平均値が、百万分の〇・一五以上である状態になったとき。</p>	<p>注意報の欄第一号、第二号及び第四号に規定する状態が発生している際、いおう酸化物の大気中における含有率が、百万分の〇・五以上である状態が発生したとき又はいおう酸化物の大気中における含有率が、百万分の〇・五以上である状態が二時間継続したとき。</p>
一酸化炭素		<p>次のいずれかに該当する状態が発生したとき。</p> <p>一 一酸化炭素の大気中における含有率(容量比の一時間値とする。以下同</p>	<p>次のいずれかに該当する状態が発生したとき。</p> <p>一 一酸化炭素の大気中における含有率が、百万分の十以上である状態が二</p>

		<p>じ。)が、百万分の十以上である状態が八時間継続したとき。</p> <p>二 一酸化炭素の大気中における含有率が、百万分の二十以上である状態が三時間継続したとき。</p>	<p>十四時間継続したとき。</p> <p>二 一酸化炭素の大気中における含有率が、百万分の二十以上である状態が八時間継続したとき。</p> <p>三 一酸化炭素の大気中における含有率が、百万分の五十以上である状態になったとき。</p>
オキシダント	<p>次のいずれかに該当する状態が発生したとき。</p> <p>一 気象条件から見て下二欄に規定する状態が発生することが予想されるとき。</p> <p>二 オキシダントの大気中における含有率が、下二欄に掲げる状態に近く、かつ、当該状態がさらに悪化することが予想されるとき。</p>	<p>オキシダントの大気中における含有率(容量比の一時間値とする。以下同じ。)が、百万分の〇・一二以上である状態になったとき。</p>	<p>オキシダントの大気中における含有率が、百万分の〇・二四以上である状態になったとき。</p>